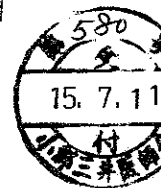


福岡医発第766号(保)

平成15年7月11日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



労災診療費算定基準の取り扱いについて (情報)

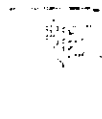
本年6月1日より健康保険においては、「再診料・外来管理加算・外来診療料の月内逦減制撤廃」が実施されていますが、これに伴う労災診療費算定基準(再診料・外来管理加算・外来診療料)の取り扱いについては、現在、日本医師会において厚生労働省と協議中であり、追って通知があるまでの間は、現行の労災診療費算定基準(6月1日実施の健康保険診療報酬点数表の一部改正前)により取り扱われますよう、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしく願い申し上げます。

事務連絡（保 61）F
平成 15 年 7 月 11 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 生 田 俊



労災診療費算定基準の取扱いについて（情報）

本年 6 月 1 日より実施されております健康保険における「再診料・外来管理加算・外来診療料の月内遡減制撤廃」に関してましては、平成 15 年 5 月 29 日付日医発第 185 号（保 37）にて都道府県医師会長あてにご案内申し上げたところであります。

これに伴う労災診療費算定基準（再診料・外来管理加算・外来診療料）の取扱いにつきましては、現在厚生労働省と協議中でありますので、追ってご連絡するまでの間は、現行の労災診療費算定基準（6 月 1 日実施の健康保険診療報酬点数表の一部改正前）により取扱われますよう、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。